

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九一六―八七

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第一 適用区分表（第一条関係）			
一	人事院、内サイバーセキュリティ	一	人事院、内サイバーセキュリティ
勤務箇所	職員	勤務箇所	職員
	員		員
	調整数		調整数
	一		一

閣官房（内閣	サイバーセキ	ユリテイセン	ターを除く。	）、公正取引	委員会、警察	庁、金融庁、	総務省、法務	省、出入国在	留管理庁、外	務省、財務省	、国税庁、文	部科学省、厚
テイの確保、情報	システムの整備若	しくは管理又はこ	れらと併せて行わ	れる事務の運営の	改善及び効率化に	関する業務に直接	従事することを本	務とする職員（人	事院の定める者に	限る。）		

閣官房（内閣	サイバーセキ	ユリテイセン	ターを除く。	）、警察庁、	金融庁、総務	省、法務省、	出入国在留管	理庁、外務省	、財務省、国	税庁、文部科	学省、厚生労	働省、農林水
テイの確保、情報	システムの整備若	しくは管理又はこ	れらと併せて行わ	れる事務の運営の	改善及び効率化に	関する業務に直接	従事することを本	務とする職員（人	事院の定める者に	限る。）		

立支援施設	九 国立児童自	(1)～(4) (略)	一の二～八 (略)	生労働省、農 林水産省、経 済産業省、国 土交通省、環 境省及び原子 力規制委員会
	(5) (略)			
(6) 調査課長、教 務課長、研修課 長及び養成課長	二	(略)	(略)	

立支援施設	九 国立児童自	(1)～(4) (略)	一の二～八 (略)	産省、経済産 業省、国土交 通省、環境省 及び原子力規 制委員会
	(5) (略)			
成・研修課長及 び教務課長 (2)	二	(略)	(略)	

十二 国立障害者リハビリテーションセンター ター自立支援局 国立保養所	(5) 生活支援員、心理判定員及び就労支援員(8)に掲げる者を除く。	(1)～(4) (略)	十・十一 (略)	)	(2)に掲げる者を除く。	(7)～(9) (略)	(10)・(11) (略)
					(略)	(略)	(略)

十二 国立障害者リハビリテーションセンター ター自立支援局 国立保養所	(5) 生活支援員及び心理判定員(8)に掲げる者を除く。	(1)～(4) (略)	十・十一 (略)	)	に掲げる者を除く。	(7)～(9) (略)	(10)・(11) (略)
					(略)	(略)	(略)

十三 ～ 二十二 (略)		
	(8) ～ (10) (略)	
		(略)

  

十三 ～ 二十二 (略)		
	(8) ～ (10) (略)	
		(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。